

○矢板市重度心身障害児者介護手当支給条例施行規則

平成12年3月17日

規則第10号

改正 平成17年3月25日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、矢板市重度心身障害児者介護手当支給条例（平成12年矢板市条例第9号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 条例第3条の規定により、受給資格の認定を受けようとする者は、矢板市重度心身障害児者介護手当受給資格認定申請書（別記様式第1号）に身体障害者手帳又は知的障害者更生相談所において重度と判定された写し又はこれに代わる診断書、証明書等を添付し、市長に提出しなければならない。

(認定)

第3条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請にかかわる書類を審査し、介護手当（以下「手当」という。）を支給するかどうかを決定するものとする。

2 前項の規定により手当の支給を決定又は却下したときは、矢板市重度心身障害児者介護手当受給資格決定通知書（別記様式第2号）又は矢板市重度心身障害児者介護手当受給資格却下通知書（別記様式第3号）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

(変更等の届出)

第4条 手当の受給者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに矢板市重度心身障害児者介護手当受給資格（変更・喪失）届（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 氏名を変更したとき。
- (3) 条例第10条の規定による届出事項に該当したとき。

(現況届の提出)

第5条 受給者は、毎年7月1日から同月31日までの間に矢板市重度心身障害児者介護手当受給資格現況届（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に廃止前の矢板市高齢者等在宅福祉支援に関する条例施行規則（昭和49年矢板市規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年規則第8号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

矢板市重度心身障害児者介護手当受給資格認定申請書

年 月 日

矢板市長 様

住 所
申請者
氏 名

矢板市重度心身障害児者介護手当支給条例第2条の規定により介護手当を支給されるよう下記のとおり申請します。

障害児者の氏名		生年月日	年	月	日
住 所		性別	男・女	年齢	歳
障害種別及び程度	<input type="radio"/> 身体障害者手帳(種 級) <input type="radio"/> 療育手帳()				
介 護 手 当 受 給 資 格 者					
氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
住 所		電話番号			
職 業		障害児者との続柄		世帯人員	人
障害児者等の生活状況					

※ 申請書提出の際は、身体障害者手帳又は療育手帳の写しを添付してください。

別記様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

矢板市長



矢板市重度心身障害児者介護手当受給資格決定通知書

年 月 日付で申請のありました矢板市重度心身障害児者介護手当支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 介護手当の額 月額 円
- 2 障害児者の氏名
- 3 支給開始の月 年 月
- 4 支給区分

期 別	支 給 期 間	支 給 月
第 1 期	4月分から9月分まで	10 月
第 2 期	10月分から翌年3月分まで	4 月

- 5 支給方法 支給月にお届けいただいた金融機関の口座に振り込みします。なお、明細については、別途通知します。

別記様式第3号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

矢板市長



矢板市重度心身障害児者介護手当受給資格却下通知書

年 月 日付けで申請のありました矢板市重度心身障害児者介護手当支給については、調査の結果下記の理由により支給することができませんので通知します。

記

- 1 障害児者の氏名
- 2 却下の理由

別記様式第4号(第4条関係)

矢板市重度心身障害児者介護手当受給資格(変更・喪失)届

年 月 日

矢板市長 様

住 所
受給者
氏 名

矢板市重度心身障害児者介護手当の受給資格の認定を受けていましたが、次のとおり(変更・喪失)しましたのでお届けします。

介護者氏名		障害児者の氏名	
変 更 内 容	住 所	新	
		旧	
	氏 名	新	
		旧	
資 格 変 更 ・ 喪 失 理 由			
変 更 ・ 喪 失 年 月 日	年 月 日		
備 考	添付書類		

別記様式第5号(第5条関係)

矢板市重度心身障害児者介護手当受給資格現況届

年 月 日

矢板市長 様

住 所
受給者
氏 名

矢板市重度心身障害児者介護手当支給条例施行規則第5条の規定によりお届けします。

介 護 者	住 所			電話番号		
	氏 名			生年月日	年 月 日	
	性 別	男・女	障害児者との続柄			職業
障 害 児 者	氏 名			生年月日	年 月 日	
	性 別	男・女	介護者との続柄			
	障害の状況	1 認定時と変わらない。 2 重くなった。 3 軽くなった。 具体的に ()				
	その他の状況					

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

別記様式第 2 号 (第 3 条関係)

(平 1 7 規則 8 ・一部改正)

別記様式第 3 号 (第 3 条関係)

別記様式第 4 号 (第 4 条関係)

別記様式第 5 号 (第 5 条関係)